

24 議 第 44号  
平成24年 5月 1日

文部科学省原子力損害賠償紛争審査会  
会長 能 見 善 久 様

福島県南相馬市議会議長 平 田 武

市内にとどまった市民に対する適正かつ迅速な賠償を求める要望書

東日本大震災による東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う賠償のうち、精神的損害に係る部分については、現在のところ「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針（以下「中間指針」という。）」において示された基準に従い、市外へ避難せずに市内にとどまった市民については10万円が一度支払われただけで、市外へ避難した市民に対する賠償額とは大きな開きがある。

しかし、市内には健康上の問題や障がいがあることによる避難困難者や、消防団・行政区長等の任務の遂行、あるいはインフラの復旧作業等のためにとどまらざるを得なかった市民も多く、放射能による健康への不安のみならず、生活物資の不足や病院、学校など生活インフラの機能が停止した中での生活を強いられたことによる精神的苦痛は、避難を余儀なくされた市民との比較はできないものの、大きなものであったことは明らかである。

そのような中、4月16日に原子力損害賠償紛争解決センターは、南相馬市の旧緊急時避難準備区域に住む34世帯130人の市民の申し立てに対し、「事故後1年の間に帰宅した滞在者の慰謝料について、本事故以降2011年9月30日まで月額10万円、同年10月1日から2012年2月29日まで月額8万円とする」との和解案を示した。

そもそも中間指針において示されている避難者の精神的苦痛に対する慰謝料としての月額10万円についても不十分であるとの指摘もあるものの、避難を余儀なくされた市民と同様に「屋内退避」という避難を続け、市内にとどまらざるを得なかった市民についてもその精神的苦痛を認め、避難者同等の賠償が早期に実現するよう、次の指針に反映させることを強く要望する。

24 議 第 44号  
平成24年 5月 1日

東京電力株式会社  
社長 西澤俊夫様

福島県南相馬市議会議長 平田 武

### 市内にとどまった市民に対する適正かつ迅速な賠償を求める要求書

東日本大震災による東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う賠償のうち、精神的損害に係る部分については、現在のところ「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針（以下「中間指針」という。）」において示された基準に従い、市外へ避難せずに市内にとどまった市民については10万円が一度支払われただけで、市外へ避難した市民に対する賠償額とは大きな開きがある。

しかし、市内には健康上の問題や障がいがあることによる避難困難者や、消防団・行政区長等の任務の遂行、あるいはインフラの復旧作業等のためにとどまらざるを得なかった市民も多く、放射能による健康への不安のみならず、生活物資の不足や病院、学校など生活インフラの機能が停止した中での生活を強いられたことによる精神的苦痛は、避難を余儀なくされた市民との比較はできないものの、大きなものであったことは明らかである。

そのような中、4月16日に原子力損害賠償紛争解決センターは、南相馬市の旧緊急時避難準備区域に住む34世帯130人の市民の申し立てに対し、「事故後1年の間に帰宅した滞在者の慰謝料について、本事故以降2011年9月30日まで月額10万円、同年10月1日から2012年2月29日まで月額8万円とする」との和解案を示した。

そもそも中間指針において示されている避難者の精神的苦痛に対する慰謝料としての月額10万円についても不十分であるとの指摘もあるものの、避難を余儀なくされた市民と同様に「屋内退避」という避難を続け、市内にとどまらざるを得なかった市民がこうむった精神的苦痛に対する賠償の速やかな実施を求め、以下の項目について要求する。

#### 記

1. 原子力損害賠償紛争解決センターが今回示した和解案を最大限尊重し、現在申し立てをしている市民に対し、誠意を持った対応を速やかに行うこと。

2. 申し立てをしていない市民であっても、同様の状況に置かれた市民から直接の損害賠償請求があった場合には、迅速に同様の賠償を行うこと。
3. 今回の和解案については、旧緊急時避難準備区域の市民が対象となっているが、中間指針の対象区域の（6）において地方公共団体が住民に一時避難を要請した区域として、南相馬市内の30キロ圏外の区域が対象として含まれていることから、当該区域の市民に対しても同様の賠償を行うこと。